

平成 28 年度香川県魅力ある地域づくり団体育成支援事業募集要領

1. 補助事業者（補助金を申請できる対象者）

- ①香川県内に拠点・事務所を設置し、県内で活動を行っている法人又は市民活動団体（以下「団体」という。）です。
- ②「団体」とは、地域コミュニティ活性化のため、県内に在住する者（高校生以上）5人以上で組織された団体です。また、規約等によって、団体の名称、目的、事業内容、代表者、構成員、拠点・事務所の所在地、事務処理や会計処理の方法等が定められていることが必要です。

2. 対象となる事業（以下の要件を全て満たす事業が対象となります。）

- ①若者の地元定着又は県外からの移住促進に資するもの。
- ②地域コミュニティの活性化に資するもの。
- ③地域住民が自主的、主体的に参加するもの。
- ④地域資源等を活用したもの。
- ⑤継続性、発展性が見込まれるもの。

3. 留意事項

(1) 次に掲げる事業は、本事業の対象となりませんので、ご注意ください。

- ①国又は香川県から補助金等を受けている事業
- ②特定の法人又は個人の利益を追求するための事業
- ③宗教的活動及び政治的活動を目的とした事業
- ④公序良俗に反する事業
- ⑤施設整備又は備品等の取得のみを目的とする事業

(2) 次に掲げる経費は、本事業の対象経費となりませんので、ご注意ください。

- ①補助事業者である法人又は団体の構成員に対する謝金
- ②法人又は個人への換金性の高い支給品（賞金や商品券等）
- ③食糧費
- ④車輛購入費

※この補助金は、地域づくり団体の育成支援を図ることを一つの目的としていることから、原則、補助事業者が事業を実施するものと考えています。このため、専門性の高い業務を除いて、業務を他の法人や団体に委託を行うことはできません。

(3) 本事業は、平成 28 年度予算による事業です。事業実施期間が、平成 29 年 3 月 10 日までに終了する事業が対象になります。

(4) 本事業は、補助事業者 1 団体あたり、申請は 1 件までしかできません。（同一の事業について、複数の団体から申請を行うこともできません。）

4. 補助金の限度額等

法人又は団体の設立年数等に応じて、次のとおりとなっています。

	設立年数等	補助率	補助基準額	補助限度額
苗づくり 支援段階	法人登記又は団体設立後 3 年以内であること。 (平成 25 年 4 月 1 日以降に設立された法人又は団体が対象となります。) 【想定される具体例】 ・ アイデアを実行に移すための勉強会や先進事例研究・調査 ・ 計画策定のための業務 等	対象経費の 10/10 以内	100,000 円	100,000 円
成長支援 段階	法人登記又は団体設立後 5 年以内であること。 (平成 23 年 4 月 1 日以降に設立された法人又は団体が対象となります。) 【想定される具体例】 ・ 更なる事業展開を図るため、実験的に実施する事業 ・ 更なる事業展開を図るための勉強会や先進事例研究・調査や事業計画策定のための業務 ・ 本格事業に移行するためのネットワークづくりや PR 活動 など	対象経費の 2/3 以内	300,000 円	200,000 円
開花支援 段階	法人登記又は団体の設立要件なし。 【想定される具体例】 ・ 更なる事業展開を図るための促進事業 ・ 更なる事業展開を図るためのネットワークづくりや PR 活動 など	対象経費の 1/2 以内	2,000,000 円	1,000,000 円

※法人又は団体の拠点・事務所が「離島振興法（昭和 28 年 7 月 22 日法律第 72 号）」に基づく離島振興対策実施地域、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律（昭和 37 年 4 月 25 日法律第 88 号）」に基づく辺地、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年 3 月 31 日法律第 15 号）に基づく過疎地域又は山村振興法（昭和 40 年 5 月 11 日法律第 64 号）に基づく振興山村にある場合、別途定める補助率が適用されます。（詳しくは、「香川県魅力ある地域づくり団体育成支援事業補助金交付要綱」（以下「要綱」という。）別表 2 をご覧ください。）

※「参加費収入」等の収入を伴う事業の場合、補助金交付申請額の算定に当たっては、「香川県魅力ある地域づくり団体育成支援事業補助金交付要綱」に係る Q&A の「No 3」及び「No 4」を参照してください。

5. 申請手続等

①次の書類の提出が必要です。

【必要書類】

- ・補助金交付申請書（第1号様式）
- ・補助金事業計画書（第1号様式別紙1）
- ・申請団体活動状況調書（第1号様式別紙2）
- ・補助金収支予算書（第1号様式別紙3）
- ・申請者が法人の場合は、定款及び登記事項証明書（定款、登記事項証明書が写しの場合には原本証明が必要です。）
- ・申請者が団体の場合は、規約等（規約等には原本証明が必要です。）

※法人や団体の活動がわかる資料（パンフレット等）があれば、添付してください。

②書類の提出先は、補助事業を実施しようとする市町の担当課に提出してください。（担当課一覧参照）

③書類提出後、県において、補助条件（若者の定着又は県外からの移住促進に資するものであるか、地域コミュニティの活性化に資するものであるか、継続性・発展性が見込まれるものであるかなど）の審査を行い、交付決定を行います。審査にあたっては、面接審査を行うことがあります。（面接審査を実施する場合は、事前に文書で通知します。）

④審査の結果については、申請者に文書で通知します。なお、交付申請を行った場合でも、採択されない（交付決定とならない）場合がありますのでご注意ください。

⑤交付決定の対象となった補助事業の実施については、県からの文書による通知後に開始してください。

6. スケジュール

平成28年 9月16日（金）	補助事業の募集開始
平成28年 10月7日（金）	補助事業の募集締切り（各市町の担当課必着）
平成28年 10月14日（金）	申請書等の提出締切り（各市町→県）
平成28年 10月24日（月）	補助事業の審査会
平成28年 11月上旬（予定）	審査結果の通知（通知後、事業開始）

7. その他

- ・交付要綱、交付申請書様式等の関係書類は、香川県ホームページからダウンロードできます。
- ・本要領のほか、補助金の交付申請の手続き等については、要綱の定めによるものとします。

8. 問合せ先

香川県 政策部地域活力推進課 総務・地方創生グループ

TEL 087-832-3105 FAX 087-831-1165

各市町 別紙「担当課一覧」に記載のとおり

香川県魅力ある地域づくり団体育成支援事業補助金に関する担当課一覧

香川県

課(室)名	電話番号	F A X 番号
香川県 地域活力推進課	087-832-3105	087-831-1165

市町

市町名	課 名	電話番号	F A X 番号
高 松 市	コ ミ ュ ニ テ イ 推 進 課	087-839-2277	087-839-2125
丸 亀 市	市 民 活 動 推 進 課	0877-24-8809	0877-25-2409
坂 出 市	共 働 課	0877-44-5009	0877-44-3604
善 通 寺 市	政 策 課	0877-63-6303	0877-63-6351
観 音 寺 市	地 域 支 援 課	0875-23-3949	0875-23-3954
さ ぬ き 市	生 活 環 境 課	087-894-1119	087-894-3000
東かがわ市	政 策 課	0879-26-1215	0879-26-1334
三 豊 市	田 園 都 市 推 進 課	0875-73-3011	0875-73-3022
土 庄 町	企 画 課	0879-62-7014	0879-62-4000
小 豆 島 町	企 画 財 政 課	0879-75-1800	0879-75-1500
三 木 町	政 策 課	087-891-3302	087-898-1994
直 島 町	ま ち づ く り 観 光 課	087-892-2020	087-892-3888
宇 多 津 町	ま ち づ く り 課	0877-49-8009	0877-49-8016
綾 川 町	総 務 課	087-876-1906	087-876-1948
琴 平 町	総 務 課	0877-75-6701	0877-73-2120
多 度 津 町	政 策 企 画 課	0877-33-1116	0877-33-2550
まんのう町	企 画 観 光 課	0877-73-0106	0877-73-0112